## 中京大学社会科学研究所規程

第一章 総則

(目的)

第 条 この規程は、中京大学学則第三〇条に掲げる社会科学 運営等必要な事項を定めることを目的とする。 研究所 (以下「研究所」という。) について、その組織

キャンパスに置く。

第二条

研究所は、中京大学 (以下「本学」という。) 名古屋

(所在地)

(研究所の目的)

第三条 研究所は、社会科学及び隣接諸科学における各分野の 枠にとらわれず、相異なる専門分野の研究者間の共同研究 及び個別研究を推進し、もって新たな社会科学の創造及び

発展に寄与するとともに、地域社会に貢献することを目的

とする。

第四条研究所は、 前条の目的を遂行するために、次の事業を

研究に基づく理論研究、実態調査及び成果公表の推進

特定の課題及びプロジェクトによる個別研究又は共同

(2)

研究会、講演会、講習会等学術研究を目的とした事業

の開催 国内外の大学、 専門機関又は研究者との人的交流及び

(3)

共同事業

学術研究高度化推進のための事業

(4)

(5)紀要の発行

研究叢書の刊行

(6)関連資料の収集、 整理及び利用サービスの提供

(8)その他前条に規定する目的を遂行するために必要な事

項

(構成)

第二章 研究所の構成

研究員

第五条

研究所の構成員は、次に掲げる者とする。

(3) 特別研究員

特任研究員

(4) 客員研究員

(研究員)

第六条 研究所に研究員を置く。

第七条 研究所又は研究員が行う研究活動に携わらせため、

研

Ŧ 二年間とし、更新の手続による再任を妨げない 特任研究員) 活動に関することは、別に定める 信用を失墜させる行為があるときは、学長は、研究員総会 第一二条第三号の研究員総会の承認を得て、学長が任命す 所の施設及び資料を使用することができる 研究所の行う事業に参加しなければならない。 の承認を得て、研究員を解任することができる きは、研究員の任期を四月一日から翌年三月三一日までの 前項の規定にかかわらず、研究員総会が適当と認めると 研究所の目的に著しく違反する行為又は研究所の社会的 年間とすることができる。 研究員の任期は、四月一日から翌々年三月三一日までの 研究員は、研究所の目的に合致する研究活動に従事し、 前各項に規定するもののほか、研究員の選任、解任及び 研究員は、前項に掲げる者からの所長への申出に基づき、 研究員は、次に掲げる者から選任する 所長が適当と認めるもの 本学専任の教育職員であった者で、第一二条第一項の 本学専任の教育職員 また、 研究

- < T尼丘)豆う耳巻に参口しますもばよらより。 ミニマ特任研究員は、研究所の目的に合致する研究活動に従事究所に特任研究員を置くことができる。

研究所の施設及び資料を使用することができる。し、研究所の行う事業に参加しなければならない。また、

研究業績等を記録した書類及び研究業績を示す必要資料に二二条第四項の研究プロジェクト長又は研究員の推薦書、特任研究員は、第二一条第四項の研究部会長若しくは第

での二年間とし、更新の手続による再任を妨げない。「特任研究員の任期は、四月一日から翌々年三月三一日ま総会の承認を得て、学長が任命する。基づく第一二条第四項の運営委員会の推薦により、研究員

むを得ない事情があるときは、学長は、研究員総会の承認期の途中に研究事業の中止、大幅な変更、組織の改編等や五 前条第六項の規定は、特任研究員について準用する。任

前各項に規定するもののほか、特任研究員の選任、を得て、特任研究員を解任することができる。

研究所に特別研究員を置くことができる。条の研究所又は研究員が行う研究活動を補助させるため、

第八条

(特別研究員

及び活動に関することは、別に定める。

動に従事し、研究所の行う事業に参加しなければならない。特別研究員は、研究所又は研究員の指示に従って研究活

また、 資料を使用することができる。 研究活動の補助に必要な範囲で、 研究所の施設及び

前条第三項の規定は、特別研究員について準用する。

き続き六年を超えることはできない。 までとし、更新の手続による再任を妨げない。ただし、引 特別研究員の任期は、任命の日から研究員の任期満了日

五 究の補助のために特別研究員の任用を決定することができ 前二項の規定にかかわらず、研究員総会は、一時的な研

総会が定めた日までとし、再任は認めない。ただし、研究 る。この場合の特別研究員の任期は、任命の日から研究員

員の任期満了日を超えないものとする。

等やむを得ない事情があるときは、学長は、研究員総会の 承認を得て、特別研究員を解任することができる 任期の途中に研究事業の中止、大幅な変更、組織の改編

及び活動に関することは、別に定める。 前各項に規定するもののほか、特別研究員の選任、 解任

第九条 研究所に客員研究員を置くことができる

(客員研究員)

客員研究員は、本学又は研究所が招聘した研究者につい 客員研究員は、研究所の行う事業に参加することができ また、研究所の施設及び資料を使用することができる。

て、運営委員会の推薦により、研究員総会の承認を得て、

学長が委嘱する。

兀

了日までとし、運営委員会の推薦による再任を妨げない。 客員研究員の委嘱期間は、 任命の日から研究員の任期満

ただし、招聘期間を超えないものとする。

前各項に規定するもののほか、客員研究員の選任、

解任

五

及び活動に関することは、 別に定める。

名誉所長・名誉研究員)

第一〇条 大の寄与をなした者に対し、名誉所長又は名誉研究員の称 研究所は、所長又は研究員として研究所の発展に多

号の授与を決定することができる。

一 前項の称号は、運営委員会の提案に基づいて研究員総会

が決定し、学長が授与する。

第六条第一項の規定は、名誉所長及び名誉研究員につい

研究所の使用

て準用する。

第一一条

大学院学生及び学部学生は、 研究所の構成員以外の本学専任の教育職員、 所長の許可を得て研究所

事務職

の施設及び資料を使用することができる。 前項の規定は、 本学の客員教授、客員研究員及び兼任の

教育職員について準用する。 第三章 研究所の運営

運営組織

副所長の任期は、

所長の任期に準ずるものとし、再任を

きは、議長が決する

び運営組織を置く 研究所に、その運営のため、 次の各号に掲げる職及

- 所長 \_ 人
- (2)副所長
- (6)(5)選書委員会 編集委員会

(4) (3)

運営委員会 研究員総会

- (7)企画委員会
- (8)事務職員 若干名

(所長及び副所長

第一三条

所長は、研究所を代表し、所務を統轄する。

一 所長は、本学の教授である研究員から研究員総会が選出 学長が任命する。

の任期の途中に研究員の地位を失ったときは、その職を失 所長の任期は、三年とし、再任を妨げない。 ただし、そ

兀 の職務を代行する。 副所長は、所長を補佐し、所長に事故があるときは、そ

 $\overline{\mathcal{H}}$ 学長が任命する。 副所長は、本学の教授である研究員から所長が指名し、

(研究員総会)

妨げない。第三項ただし書の規定は、

副所長について準用

第一四条 研究員総会は、研究所の組織及び運営に関する重要

一 研究員総会は、次に掲げる事項を審議する。

事項並びに研究活動に必要な事項を審議決定する

第二〇条第一項に掲げる研究部会、研究プロジェクト、 研究所の基本方針に関する事項

(3)研究員、特任研究員、特別研究員及び客員研究員の選

研究センター等の研究組織の設置及び改廃に関する事項

任、解任及び活動に関する事項

(4) 研究所の事業の計画及び実施に関する重要な事項

(6)(5)研究所の予算及び決算に関する事項

その他研究所が必要と認める事項

研究員総会は、本学専任の教育職員である全ての研究員

研究員総会は、 所長は、研究員総会を招集し、その議長となる 毎年二回開催する。 ただし、必要に応じ

五

で構成する。

成立し、出席者の過半数をもって議決する。可否同数のと て臨時研究員総会を開催することができる。 研究員総会は、その構成員総数の過半数の出席をもって

五条 運営委員会は、

研究所の事業の運営に資するために

(9)

研究センター長 各研究プロジェクト長 (8)

各研究部会長

(12)(11)(10)

その他運営委員会が必要と認めた者

必要な事項を行う。

運営委員会は、次に掲げる事項を行う

関する事項 研究員総会の審議決定に基づく事業の計画及び運営に

(2)予算の執行並びに予算案及び決算報告書の作成に関す

(3)

特任研究員、

特別研究員及び客員研究員の推薦に関す

五

運営委員長は、

運営委員の互選により、選出する。 運営委員会を招集し、その議長となる。

運営委員長は、

失う。

その任期の途中に研究員の地位を失ったときは、その職を

運営委員の任期は、三年とし、再任を妨げない。ただし、

(4) る事項

廃止、休止及び研究課題の変更の提

研究組織の設置、

案に関する事項

その他研究所の恒常的な運営に必要な事項

(5)

運営委員会は、次に掲げる者 (以下「運営委員」という。)

第一六条

編集委員会は、紀要の編集及び発行に関する事項の

編集委員会)

項ただし書の規定は、運営委員長について準用する。

運営委員長の任期は、三年とし、再任を妨げない。

一 編集委員会は、次に掲げる事項を行う。

紀要の編集に関する事項

審議決定及び執行を行う。

(3)

紀要掲載論文の査読の実施に関する事項

る事項

紀要の発行に係る研究所の各組織間の連絡調整に関す

(4)

その他必要と認める事項

編集委員会は、本学専任の教育職員である研究員 (以下

で構成する。

所長

(1)

運営委員長

(3)

(4) 大学附置研究所委員会委員

(7)(6)(5)

企画委員長 選書委員長 編集委員長

副所長

(2)

「編集委員」という。) 若干名で構成する 編集委員の任期は、三年とし、再任を妨げない。

ただし、

その任期の途中に研究員の地位を失ったときは、その職を

編集委員長は、編集委員の互選により選出する。

項ただし書の規定は、編集委員長について準用する。 編集委員長の任期は、三年とし、再任を妨げない。 第四

第一七条 選書委員会は、共同研究の用に供する図書並びに資 料の収集及び管理に関する事項の審議決定及び執行を行う。 選書委員会は、次に掲げる事項を行う。

- 図書及び資料の収集に関する事項
- (2) 調整に関する事項 研究所の各組織が行う図書及び資料の収集に係る連絡
- (3)研究所及びその各組織が所蔵する図書の整理保存に関
- その他必要と認める事項
- 「選書委員」という。) 若干名で構成する。 選書委員会は、本学専任の教育職員である研究員 (以下 選書委員の任期は、三年とし、再任を妨げない。ただし、

その任期の途中に研究員の地位を失ったときは、その職を

五 選書委員長の任期は、三年とし、 選書委員長は、 選書委員の互選により選出する。 再任を妨げない。

第四

項ただし書の規定は、選書委員長について準用する。

(企画委員会)

第一八条 企画委員会は、学術研究事業の企画及び推進に関す

る事項の審議決定及び執行を行う。

二 企画委員会は、次に掲げる事項を行う。

(1)

学術研究の推進及び研究成果の公表を目的として研究

(2)所が実施する事業の企画及び遂行に関する事項 研究所の各組織が遂行する事業に係る連絡調整に関す

研究所が外部機関と共同して行う事業の企画、

連絡調

(3)

(4) 整及び遂行に関する事項 その他必要と認める事項

企画委員会は、本学専任の教育職員である研究員 (以下

「企画委員」という。) 若干名で構成する 企画委員の任期は、三年とし、再任を妨げない。

兀

失う。 その任期の途中に研究員の地位を失ったときは、その職を

五 六 企画委員長は、企画委員の互選により選出する。 企画委員長の任期は、三年とし、再任を妨げない。

項ただし書の規定は、企画委員長について準用する。

研究補助その他研究所の事業に必要な事務を処理する。

九条 事務職員は、

庶務、

会計

出版、

資料収集、

事務職員

第四章

事業の遂行

第二〇条 研究所に、その事業の遂行のため、次に掲げる研究 (研究組織)

組織を置くことができる。

(1)

研究部会

(2) 研究プロジェクト

研究センター

二 本学専任の教育職員である研究員は、 に基づく共同研究のテーマを設定して、前項の研究組織の 自由な研究の着想

設置を発議することができる。

出して行うものとする。共同研究計画書の様式は、別に定 前項の発議は、所定の共同研究計画書を運営委員会に提

(研究部会)

第二一条 研究部会は、一定の研究課題に基づく共同研究の推 進及び事業の遂行を行う。

一 研究部会は、運営委員会の提案に基づく研究員総会の承 認により、設置する。 研究部会は、本学専任の教育職員である研究員三人以上

構成する。

を含む研究員、特任研究員、特別研究員及び客員研究員で

兀 研究部会長は、当該研究部会に属する研究員及び特任研

職員である研究員から選出し、所長が任命する。

究員の互選により、当該研究部会に属する本学専任の教育

研究部会長は、研究部会を統括し、研究部会会議を主宰

し、並びに研究部会が推進する共同研究及び遂行する事業

五

の代表者となる。 研究部会が第三項に規定する要件を満たさなくなったと

の廃止、休止又は研究課題の変更を提案しなければならな が完了したときは、運営委員会は、研究員総会に研究部会 き、活動を休止したとき、及び研究課題に基づく共同研究

七 前各項に規定するもののほか、研究部会に関することは 別に定める。

١١

(研究プロジェクト)

第二二条 に基づいて、期限を定めて行う共同研究の推進及び事業の 研究プロジェクトは、先進的又は試行的な研究課題

一 研究プロジェクトは、運営委員会の提案に基づく研究員 総会の承認により、三年以内の期間を定めて設置する。 遂行を行う。

研究プロジェクトは、本学専任の教育職員である研究員

研究員で構成する。三人以上を含む研究員、特任研究員、特別研究員及び客員

トに属する本学専任の教育職員である研究員から選出し、研究員及び特任研究員の互選により、当該研究プロジェク四 研究プロジェクト長は、当該研究プロジェクトに属する

五 研究プロジェクト長は、研究プロジェクトを統括し、研所長が任命する。

六 研究プロジェクトが第三項に規定する要件を満たさなく推進する共同研究及び遂行する事業の代表者となる。

究プロジェクト会議を主宰し、並びに研究プロジェクトが

クトの廃止又は研究課題の変更を提案しなければならない。満了したときは、運営委員会は、研究員総会に研究プロジェなったとき、活動を休止したとき、及び所定の設置期間が

(研究センター)

行されるべき共同研究を推進する。 第二三条 研究センターは、特に継続性及び組織性を持って遂

的及び組織的な遂行の必要性がなくなったときは、運営委三 研究センターが活動を休止したとき又は共同研究の継続の承認により、設置する。 研究センターは、運営委員会の提案に基づく研究員総会

しなければならない。 員会は、研究員総会に研究センターの廃止又は休止を提案

前三項に規定するもののほか、研究センター の組織及び

兀

運営に関することは、別に定める。

(研究組織の外部機関との連携)

ときは、その各組織の会議の決定により、研究所の外部の第二四条 各研究組織は、その研究目的の遂行のために必要な

係に基づき、研究の共同推進及び事業の共同実施を行うこ機関との間での協定の締結その他の形式で構築する連携関

は、あらかじめ運営委員会の承認を得なければならない。なるときは、連携関係を構築しようとする各研究組織の長二 前項の連携関係の構築に当たって、費用の負担が必要と

とができる

運営委員会は、前項の承認を与えたときは、かになったときも、同様とする。

連携関係の

連携関係の構築の後に費用の負担が必要となることが明ら

認を求めなければならない。 構築に伴う費用の内容を次の研究員総会に報告し、その承

| 第五章 | 研究所の資料

|五条 第四条第七号(研究資料)

に収集する資料は、研究資料として保存する。第二五条(第四条第七号の規定により研究所がその事業のため

に留意し、 所長は、 研究所の構成員は、研究資料が研究所の財産であること 事業の適切な遂行並びに研究資料の適切な保存 研究所が収集する研究資料を保存する

及び利用を確保するために必要な措置を講じなければなら

に収集する資料について準用する 前項の規定は、各研究組織がその共同研究の遂行のため

各研究組織の長は、所長の統括の下、各研究組織が収集

五

する研究資料の保存をつかさどる。 前各項に規定するもののほか、研究資料の保存に関する

ことは、別に定める。

(文書資料

第二六条 会議文書その他研究所の運営のために研究所の構成 員が作成し、又は取得した文書は、文書資料として保存す

一 研究所の構成員が文書資料を作成し、又は取得したとき 識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければ 切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、 ならない 中京大学文書管理規程に定めるところにより、その適

所長は、前項の文書資料を保存する。

文書資料の保存年限は、中京大学文書管理規程別表一に

四

定めるところによる。

五 前各項に規定するもののほか、 文書資料の保存に関する

ことは、別に定める。

第六章

第二七条 会計年度 研究所の会計年度は、 毎年四月一日から翌年三月三

一日までとする

(経費)

第二八条 金、助成金その他の収入をもって充てる 研究所の経費は、本学の経常費及び外部からの寄附

(予算)

第二九条 計画書及び収支の予算案を作成し、研究員総会及び大学附 所長は、本学予算編成時に研究所の次年度の事業の

置研究所委員会の議を経て、理事会に提出しなければなら

ない。

二 所長及び運営委員長は、予算原案を作成する。

(決算)

第三〇条 収支の決算書を作成し、 所長は、四月末日までに前年度の事業の報告書及び 研究員総会及び大学附置研究所委

員会議を経て、理事会に提出しなければならない。

所長及び運営委員長は、決算書を作成する。

研究所の会計に係る監査は、研究員総会が選出した

監査委員が行う。

第七章 規程の改廃及び委任条項

(細則への委任)

第三二条 この規程の実施について必要な事項は、細則で定め

(規程の改廃)

第三三条 この規程の改廃は、研究員総会の発議に基づく大学 附置研究所委員会の議を経て、協議会が行う。

附

この規程は、二〇〇八年一月一日から施行する。 則

附 則

この規程は、二〇〇九年一月一日から施行する。

附 則

この規程は、二〇一〇年四月一日から施行する。

則

一 この規程の施行の日に既に設置されている研究部会、研究 この規程は、二〇一四年四月一日より施行する。

れたものとみなす。 プロジェクト及び研究センターは、この規程によって設置さ

則

附

この規程は、 則 一九七九年年六月一四日から施行する。

この規程は、 一九八一年一〇月一五日から施行する。

この規程は、 一九九四年四月一日から施行する

附

則

則

この規程は、 一九九六年二月八日から施行する。

則

この規程は、二〇〇五年四月一日から施行する。

## 中京大学社会科学研究所規程施行細則

(目的

第一条 この細則は、中京大学社会科学研究所規程 (以下、 「規程」という。) 第三二条に基づき、研究所が行う事業の

詳細について定めることを目的とする。

(研究例会)

第二条 規程第四条第二号に規定する研究会として、研究例会 を原則として毎月一回開催する。ただし、八月は、休会と

(学術講演会及び講習会)

第三条 規程第四条第二号に掲げる講演会として、学術講演会

を原則として年一回開催する。

規程第四条第二号に掲げる講習会は、必要に応じて開催

する。

第四条 規程第四条第五号に掲げる研究所の紀要は、「社会科 学研究」とし、原則として年二回発行する。

| 一紀要は関係者、関係する研究機関等に配布し、部数は各

部とする。

Ξ 抜き刷りは一○○部まで無料とし、これを超えるものに

ついては執筆者が実費を支払うものとする。

兀 前三項までに規定するもののほか、紀要に関することは、

編集委員会が定める。

(研究叢書)

第五条

必要性がある場合に刊行する。

規程第四条第六号に掲げる研究叢書は、研究上高度の

(関連資料)

一 研究叢書の刊行は、研究員総会の承認を得て行う。

第六条 規程第四条第七号に掲げる関連資料の収集に要する費

用は、予算化する。

関連資料の貸出しについては、中京大学社会科学研究所

図書及び資料に関する内規及び中京大学社会科学研究所図 書及び資料に関する内規細則に定めるところによるほか、

中京大学図書館規程に準ずる。

管理に関することは、運営委員会及び選書委員会が定める。 前二項までに規定するもののほか、関連資料の収集及び

(細則の改廃

第七条 この細則の改廃は、 会が行う。 運営委員会の議を経て、研究員総

この施行細則は、一九八〇年二月一四日から施行する。

この施行細則は、一九九六年二月八日から施行する。

この施行細則は、二〇〇五年四月一日から施行する。

この施行細則は、二〇〇九年一月一日から施行する。 附則

この施行細則は、二〇〇九年六月二三日から施行する。

この施行細則は、二〇〇九年一一月二四日から施行する。

この施行細則は、二〇一四年四月一日から施行する。

附則

## 中京大学社会科学研究所附属台湾史研究センター 運営規則

研究所附属研究機関として台湾史研究センターを設置し、 中京大学社会科学研究所規程第四条第四項に基づき、

ここにその運営規則を定める。

第二条 本研究センターは、本研究所が行っている台湾史研究

の成果を広く公開し、台湾史研究の基盤を整備し、以て台

湾史研究の発展に寄与することを目的とする。 本研究センターは、前条の目的を遂行するために、

第三条 の事業を行う。 次

> 第六条 研究所の研究員総会又は運営委員会において決定し、 本研究センターの運営については、 基本的方針などは

第七条 は研究センター運営会議で決定される。 本規則の改廃は、研究員総会においてなされる。

本規則は、二〇〇八年一月一日より施行する。

第八条

本規則は、二〇〇九年一月一日より施行する。

本規則は、二〇〇九年四月二一日より施行する。

台湾総督府文書目録のデータベースの構築と管理

(4)台湾史研究の成果の提供

台湾史に関する史料の収集と編纂及び刊行

(3)(2) (1)

台湾総督府文書目録の編纂

(5)台湾史研究の人材育成及び研究支援活動

その他必要な事項

第四条 当面台湾研究部会長が兼務する 本研究センターにセンター長一名を置き、その職務は

一 本研究センターに顧問を置き、名誉職とする

第五条 本研究センターの運営は、当面台湾研究部会が担当す